第四十九条の六の五第三項第五号中「及び前条第三項」を「、前条第三項及び第四十九条の六の九第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項の無線設備が第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備と空中線を共用する場合であつて、当該空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合においては、第二項第六号及び第四十九条の六の三第二項第四号又は前条第二項第五号の規定にかかわらず、第二項及び第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備の実効輻射電力又は等価等方輻射電力の総和は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次のとおりでなければならない。

一　八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合　当該周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下本項において同じ。）以下

二　一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のいずれか一の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合　当該一の周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下

三　第一号及び前号に掲げる周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の搬送波を同時に送信する場合　当該複数の周波数帯のそれぞれにおいて、第一号に掲げる周波数帯にあつては実効輻射電力が三八デシベル以下、前号に掲げる周波数帯にあつては等価等方輻射電力が二四デシベル以下

第四十九条の六の九第一項中「陸上移動中継局にあつては第二号ロ」を「陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超え一、一七〇MHz以下のものに限る。）にあつては第一号ロ及び第二号ロ、陸上移動中継局にあつては第二号ロ及びハ」に改め、同項の表中「陸上移動局」の下に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、同項第二号ロ中「及び相互変調特性」を削り、同号に次のように加える。

ハ　相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

第四十九条の六の九第二項中「陸上移動局」の下に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超え一、一七〇MHz以下のものに限る。）の無線設備は、同項第一号ロ及び第二号ロに規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　基地局対向器の空中線電力は、四〇ミリワット以下であること。

二　基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三　陸上移動局対向器の空中線電力は、一一〇ミリワット以下であること。

四　陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五　第四十九条の六の四第三項及び第四十九条の六の五第三項に定める無線設備と共用する場合においては、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六　基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

七　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

別表第一号の表注31(1)クを次のように改める。

ク　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

(ｱ)　基地局　(0.05×f×10⁻⁶＋12) Hz

(ｲ)　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）　(0.1×f×10⁻⁶＋15) Hz

(ｳ)　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が5MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下のものに限る。）

A　陸上移動局対向器　(0.05×f×10⁻⁶＋12) Hz

B　基地局対向器　(0.1×f×10⁻⁶＋15) Hz

fは、送信周波数（単位Hz）とする。

別表第二号第12の1⑵中「毎秒1.2288メガチップの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、815MHzを超え850MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア　隣接しない一の搬送波　1.48MHz

イ　隣接する二の搬送波　2.71MHz

ウ　隣接する三の搬送波　3.94MHz

別表第二号第12の2⑵中「毎秒1.2288メガチップのもの」の次に「((4)のものを除く。)」を加え、同2に次のように加える。

(4)　拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア　隣接しない一の搬送波　1.48MHz

イ　隣接する二の搬送波　2.73MHz

ウ　隣接する三の搬送波　3.98MHz

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日　　総務大臣　原口　一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。